(歴史学篇)

論文

熊本藩明治三年藩政改革の再検討

新出の道家家文書を手かがりに

Re-examination of the Kumamoto Domain 1870 affairs of a feudal clan reform

三

澤

純

This paper re-examines the reforms of the Kumamoto Domain in the third year of the 要旨 (Abstract)

reexamination of the year-three reforms while using the results of previous research an archetypal example of domain reforms that occurred from the Meiji Restoration plan with the results of regional and social research in the field of Kumamoto plans. Additionally, this paper emphasizes that it is possible to connect Kinoshita's Takezaki's plan was chosen as a result of a policy competition that included both the paper to clarify that Kinoshita Sukeyuki drafted the other plan and that Tokutomi and executed the plan and analyzing the newly released Doukeke Monjo. This is the first Kazutaka and Takezaki Ritsujiro who are already well known in part for having actually the beginning of the year-three reforms in addition to the plan created by Tokutom Accordingly, this paper verifies that another plan existed in the civil administration a mainstream. Furthermore, this paper argues that it is necessary to conduct a politica have broadened since the 1980s. At that time, social and regional histories became literature review confirms that the research perspectives on the year-three reforms period to the mid-1950s. The paper begins with a thorough review of previous studies; this Meiji Restoration period (hereafter: the year-three reforms), which are well known as

> history together importance of a perspective that directly ties political history and regional and social Domain, which has been gathering attention in recent years, and also indicates the future

長岡護美、道家之山、木下助之允、会計局、 キーワード (Keywords):熊本藩、明治三年藩政改革、民政、手永制: 富蘆花、実学党中心史観、三年改革政権 徳富一敬、 竹崎律次郎、 民政局、 細川護久、

はじめに

(1) 藩政改革研究の現状

在もなお継続中だという。先行きの不透明感が一層増している現代社 壊と、これを契機とする社会意識の変化を反映した「名君」「改革」ブー ムの波を受けて、 近年の藩政改革研究は、一九九〇年代に入ってからのバブル経済の崩 急激に学界の関心を集めるようになり、その傾向は現

受付日:2017年11月9日 受理日:2017年11月16日

に見られるようになった廃藩置県研究の新段階を踏まえて、近年、 本稿が主題とする明治初年の藩政改革研究も、 限界を克服した結果として高く評価することができよう。 的に取り上げようとする姿勢が、研究の推進力となっているのである。 の中に広く流布している今、 政改革を成し遂げた「名君 論点化された近世の藩政改革研究が、 い関心を呼び起こしつつある。 このような動向は、もともと一九五○年代の明治維新史研究の中で あるべきリーダー像を模索しようとする時、 このムードを歴史認識の問題として批判 (明君)」を想起するというムードが国民 幕末維新期からの遡及的理解の 一九八〇年代後半以降 その一方で、 近世期に藩 新

(2) 熊本藩明治三年改革の研究史

究にも明確に看取することができる。 熊本藩明治三年改革(以下、「三年改革」と略記する)をめぐる諸研派本藩明治三年改革をめぐる研究潮流の変化は、本稿のテーマである

大江の分析手法も、 どのように形成されてきたかということである」(゚゚) れることになったのである。 藩における宝暦期・天保期・明治初期の改革動向がクローズアップさ いる通り、 の源流」 大江志乃夫によって始められた。大江の問題関心は、 められたが、同書の「はしがき」で、 - 熊本藩における藩政改革」は、堀江英一編 熊本藩における藩政改革の本格的な研究は、 その際、 明治維新の主体である下士層と豪農層とのいわば改革派同盟が 「民権運動成立期の豪農と農民」という論文題目に示されて 自由民権運動の主体形成過程の解明とその性格分析とにあ 熊本地域における「豪農」成立の一大契機として、 当時、 維新変革を下支えし、 大江が、 堀江が「わたしたちの窮局の関 これらの改革動向を通観した 『藩政改革の研究』 一九五〇年代半ばに、 と述べているように、 やがて自由民権運動 「豪農民権運

の担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめの注目を集めていくことになった。

とを捉えようとしている。この森田の研究によって、嘉永六年(一八 押さえた上で、藩政史の終着点として三年改革と、その先の廃藩置県 もに、その手法も大江とは異なり、 視角から書かれているように思える。 された森田の論文「幕末・維新期における肥後熊本藩」は、 特に熊本藩政史を専門としていた森田誠一である。一九七三年に発表 に明らかにされたのである。 しているように、論文全体を通して政治史的観点が貫かれているとと 五三)のペリー来航以後の熊本藩政史の主要な流れが、 『改訂肥後藩国事史料』全一○巻を読み直して本稿を執筆した」と記 特に明治維新への参加をめぐって」を見れば、大江と同様 この大江の研究を引き継ぎつつ、さらに前進させたのは、 藩政初期以来の熊本藩の諸 しかし森田自身が、 初めて総体的 その副題 近世 の遡及的 史

連の研究や、実学党の後継組織である公議政党の自由民権期における彼らの師であった横井小楠の思想の本質に迫ろうとした花立三郎の一なり、新たなスポットライトが当てられることになった。三年改革のお講とたが、彼ら一人ひとりの活動実態を丁寧に追うことを通じて、主導者であった、いわゆる実学党メンバーの多くは自由民権運動でも立場であった。三年改革のの自由民権百年運動の中で、その前史として改めて注目されるようにの研究や、実学党の後継組織である公議政党の自由民権運動でもなり、新たなスポットライトが当ての事に追り、新たな、三年改革をめぐる研究は、折から

究関心が改革の社会的浸透という側面に移っていく転機となった。で関心が改革の社会的浸透という側面に移っていく転機となった。それまでの研究成果を盛り込んだ一般書を刊行した意味も大きかった。をかまで、番飼がその著作の中で、赤星伊兵衛という郷士を取り上げ、改革政治の成果をさらに進展させようとした彼の意見書を紹介したことや、改革政策の目玉としての雑税約九万石の減税策に言及するに当たった、その余波として幕領日田をはじめとする豊後の諸藩領で、同様のて、その余波として幕領日田をはじめとする豊後の諸藩領で、同様のて、その余波として幕領日田をはじめとする豊後の諸藩領で、同様ので、その余波として幕領日田をはじめとする豊後の諸藩領で、同様の研究はその代表例である。また猪飼隆明が、動きを検討した水野公養の研究はその代表例である。また猪飼隆明が、動きを検討した水野公養の研究はその代表例である。また猪飼隆明が、

会史の視角から論じたことがある。 分両県にまたがって、計一○基が確認されている。この成果の上に立っ 各地に建立した石碑のことだが、 いた。「知事塔」とは、 本近代史研究会がフィールドワークを実施した結果、現在、 によって改革政治が挫折させられた明治六年 「知事塔」の存在が知られており、 改革政治の広がりと深まりという観点で言えば、それ以前から、 筆者も「知事塔」 が建立される時期的・地域的な問題を、 先述した減税策に感謝した民衆が、 前田の個人的努力を受け継いで、 前田信孝の先駆的研究が存在して (一八七三) 六月以降、 熊本・大 維新政権 地域社 熊

本一大ブームを民衆運動史の中に位置づけた筆者の研究や、赤星伊兵になる。改革政治の「遺産」として、廃藩置県以後、地域に残された「郷備金」(近世期の熊本藩領内の各手永が所有していた財源)の活用「郷備金」(近世期の熊本藩領内の各手永が所有していた財源)の活用「本の研究や、三年改革を発端として始まった「殿様祭」(先に紹介した大規模な雑税免除に感謝して、領内庶民が各地で繰り広げた祭礼)・した大規模な雑税免除に感謝して、領内庶民が各地で繰り広げた祭礼)・した大規模な雑税免除に感謝して、領内庶民が各地で繰り広げた祭礼)・した大規模な雑税免除に感謝して、領内庶民が各地で繰り広げた祭礼)・一九九○年代に入ると、この潮流はさらに多彩に展開していくよう中をはじめとする城内各施設を庶民に開放したこと)に見られるようである。

の成果である。

の成果である。

の成果である。

の成果である。

の成果である。

の成果である。

の成果である。

あ る^② あり、もう一つは松尾正人によって切り開かれた廃藩置県研究の新視 進められている近世・近代移行期論としての研究を除けば、 典型例として位置づけられたが、 代移行期論として体系化しようとする動きが、筆者や今村直樹によって やく一つにまとまったこともあり、 本稿によって、この間、 離れてしまったため、今日まで明確な回答をなしえていない。当初、 らの論文が発表されて以降、 点を組み込んで、政治史的に三年改革を見直そうとする筆者の研究で たことが、一九六○年代の丹羽・原口による紹介とは異なっていた。 おける改革政治の影響の大きさを示す諸事例をも含み込んで注目され 和歌山藩・高知藩等の改革とともに、「非薩長有力藩の急進的改革」の 始められる。その成果は、井上勝生によって受け止められ、 本稿での回答を予定していたが、紙幅の関係で断念することになった。 一貫して儒学的な「民政」の視点から追究している池田勇太の研究で 二一世紀に入ってからの三年改革をめぐる研究には、 **シ流れがあるだろう。一つは思想史的観点に立ちつつ、三年改革を、** 九九〇年代後半からは、 特に、 池田の研究は、 いくつかに分かれていた筆者の問題関心がよう このような豊富な研究成果を、 筆者の直接的な問題関心が三年改革から 筆者が批判の対象となっているが、これ 「知事塔」をはじめとする、 池田 への回答は、 次の機会を期す 現在進行形で 三年改革は、 民間社会に 次の二つ 近世

(3) 本稿の課題

代以降、三年改革をめぐる研究からは、幕末維新期における民衆運動このような研究史の検討から浮き彫りになったことは、一九八○年

以降、 庁文書 ある。 史の史料としては第一 された諸情報は、 事・権大参事にまで昇り詰めた道家のもとに集積 奉行を務め、明治に入って参政を皮切りに、少参 ては、 あったことに驚かされた。道家之山の履歴につい 之山」ないしは そのほぼ半数が、三年改革に深く関わった熊本藩 これまで学界では全く知られていなかったため、 在に至っているのである。 格に関わる新しい材料は見い出されないまま、 母胎として進められてきたが、 細川家文書(熊本大学附属図書館寄託) 展は認められないということである。 成果が上がっておらず、 史や地域社会史、さらには地域財政史として極め 士道家角左衛門(一徳、後に之山。以下、「道家 大学附属図書館に寄贈された。同文書の存在は、 て豊かな成果が上がっている反面、 義氏から、道家家文書(総数二一九点)が熊本 これまで道家は、三年改革を主導した実学党政 そうした中、二〇一五年夏、大阪市在住の道家 その原因が、 廃藩置県研究に連なるものを除けば、 これらの史料群からは三年改革の政治的骨 政治史としての三年改革研究は、 表1を参照してほしいが、 (熊本県立図書館所蔵)とを主要な史料の 史料的な限界にあることは明白で 「道家」とする)に関するもので 熊本藩における幕末維新期政 一級のものだと言えよう。 大江・森田段階以降の進 大江・森田の研究 幕末期に郡代・ 政治史として と熊本県 永青文庫 新たな 治

表 1 道家之山略年譜

和曆	西暦	月日	年齢	履歴		
文政2年	1819年	12月14日	十四	道家清十郎の嫡子として誕生。幼名は清熊。		
又以 4 平	1013-	3月	16歳	父が江戸で病死 (43歳)。		
天保5年	1834年	7月	10/400	清熊が家督相続。御中小姓となる。		
人体3年	1034-	12月		角左衛門と改名。		
天保10年	1839年	7月	21歳	時習館居寮生となる。		
天保14年		8月	25歳	「義之助殿・良之助殿御広敷御番当分」となる。		
	1843年	12月	20/300	同本役となる。		
弘化2年	1845年	1月	27歳	時習館句読師当分となる。7月、同本役となる。		
嘉永6年	1853年	1月	35歳	時習館訓導当分となる。12月、同本役となる。		
嘉永7年	1854年	4月	36歳	「若殿様(韶邦)御附当分」となり、初出府。		
		9月	00/32	同本役となる。		
		7月	43歳	韶邦の家督相続に伴い、「御側御取次」となる。		
万延元年	1860年	12月	/	芦北郡代当分となる。		
文久2年	1862年	閏8月	45歳	阿蘇南郷郡代となる。		
文久3年	1863年	1月	46歳	御穿鑿頭当分となる。		
		3月	.,	奉行副役となる。		
		3月	47歳	澄之助(護久)下国につき、本陣跡仕舞を務める。		
	10015	4月		良之助(護美)下国につき、本陣跡仕舞を務める。		
元治元年	1864年	7月		南禅寺陣所に詰める。		
		9月		奉行副役として、「壬生陣屋御作事御用懸」を務める。		
慶応2年	1866年	8月	49歳	「良之助様出京御供」を務める。		
慶応3年	1007/5	5月	50歳	「若殿様(澄之助)出京御供」を務める。		
	1867年	11月		奉行本役となり、御用人を兼帯する。		
慶応4年	1000年	4月	51歳	奉行として、「若殿様御住居向御作事御用懸」を務める。		
	1868年	8月		病気により御役御免となる。		
明治元年	1868年	10月	51歳	隠居し、之山と改名する。嫡子重三郎が家督相続。		
明治2年	1869年	3月	52歳	参政となる。		
		9月		参政職廃止に伴い、少参事となる。		
		12月		権大参事となる。		
明治4年	1871年	4月	54歳	病気により辞職。		
明治17年	1884年	(新暦) 5月4日	66歳	没		

に摂 大江 過程 て小さ b 年 政主流派には全く関心を示 ける道家の ら家老に ように、 七 して するば だが、 n 叙 広がりと Š れること Ō ン 自 郎、 員とし 述さ を分析 表 2 制を 「身は、 7 取 n 年 は豪農層を b 0 バ 中 じつ 11 を か V 1 で 旧 ñ その 列 は、 か Ŧī. 例 桹 な 0) 改 で 0) か に深ま 存在 名 いうち、 う、 は、 する い珍た 'n 覧 八六九) わらず、 で 革 新 外 底 改 7 Ĺ から 革 Ć 点に 政 政 的 奉 (ある²⁴) 異 (そ これ 備 めに 権に 前 僅 新熊本市 さらに新たな史 て、 特に重視す 中 0 治 道 に藩 行 か 色 で、 前 まで藩政 重 家よ 覆 n b ☆印 か 5 0) に 七月に まで 過程 参 関 道 史 要 は、 中 政 抜 11 0) は、 家ら た二 わる多くの また先述したような改革 道 料 性 ŋ 老、 加 を 单 擢 7 存在として認識され 花立 史 家 不足もあ は 彼 K は 付 枢 さ は 主流 してい んため 度もな 際立っ おけ ここに名こそ連 安政 た人 に居 一年改 発令され 本 n が るかに格 した者が、 後 一改革 ŧ, なが が 述 家令 いる活 八物で 派 が主 料 四 革 残 から、 なかっ を 派 な 0 7 军 ŋ 後 次 研 か、 (V) 続け 究成 た藩 一体的に ある のように道 0) 掘 て、 11 新 動 Ë V Ŕ 兼任 わ 点に 道家 た。 0) Ļ 政 藩 そ n 0 0 ゆる学校党 果を十一 起こし 少 政 改 権 痕 小笠 八 が たから n 政 表 2 に見る かを含! は 位 まで なさを指 例 革 0 で 跡 ね 五. 府 森 主 てきた。 いえば、 全く 幹 田 置 政 中 あ は 7 原 七 嘉 流 た上 P 永五 であ 家に るた づ 美 派 0) 政 部 治 13 極 11 る 明 藩 H 8 濃 か \mathcal{O} 政 言 治 0

表 2 三年改革政権の主要メンバー構成表

職名	氏 名	就任年月日	備考
知事	細川護久	明治3年5月8日	
大参事	長岡(細川)護美	明治3年6月1日	
権大参事	有吉(佐々木)与太郎	同上	明治2年7月から大参事
同上	米田虎雄	同上	同上
同上	☆小笠原七郎 (美濃)	同上	明治3年1月から家令
同上	☆道家之山	同上	明治2年12月から権大参事
同上	津田山三郎	明治3年5月10日	酒田県知事から転任
権大参事試補	安場保和 (一平)	明治3年10月3日	胆沢県大参事から転任
権少参事	☆神山源之助 (譲)	明治3年6月1日	前職は目付
権少参事試補	宮村七五三 (庄之允)	明治3年6月3日	
同上	☆白木大右衛門 (弾次)	同上	前職は監察
同上	☆早川助作	同上	前職は目付
同上	山田五次郎 (武甫)	同上	
同上	大田黒亥和太 (惟信)	明治3年7月8日	
権少参事心得	牛島五一郎	明治4年(※1)2月2日	
教授 ※ 2	元田永孚	明治 3 年12月14日	明治3年6月から侍読
弁務長官 ※3	☆坂本彦兵衛	明治3年6月3日	前職は主簿
郡政局録事 ※4	徳富一敬	明治3年6月17日	後に民政局大属
同上 ※5	竹崎律次郎	明治3年7月2日	同上
病院御用懸 ※6	寺倉秋堤	明治3年8月19日	
同上	内藤泰吉	同上	

- 『新熊本市史』通史編第5巻近代I (P187) 所載の表2を原表とし、西山禎一『熊本藩役職者一覧』等によって補足・修正して作成。
- ☆印は、藩政主流派の構成員。
- 原表では、徳富健次郎『竹崎順子』を出典として、三村伝を民政局大属として記載する。しかし「先祖帳」によれば、三村は明治3年6月に「奉行所録事」を免職になり、明治5年11月に「八代県大属」に任命されているので(花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』 P885)、本表では省いた。
 - ※1 原表では、明治3年とするが、これは誤り。
 - ※2 「教授」について、元田は「昼小藩庁二出、夜ハ内家二入リ経義ヲ講シ、機務ヲ議シ、内論ヲ承テ文書ヲ草案シ…」と 説明している(『国事』P726)。
 - ※3 出典は、「記室日記」及び「熊本藩日誌」(注50参照)。弁務局は、明治3年6月に、「記室」が改称されたもの。原表では、「中央政府官職」とするが、これは誤り。
 - ※4 出典は、『徳富家文書』 (注48参照)。
 - ※5 出典は、『木下助之日記』一(注32参照)。 ※6 出典は、「熊本藩日誌」(注50参照)。内藤も同じ。

伝次、 は米田と津田であることはいうまでもないであろう。実学党に近かった。この五人の権大参事のうち、中心になったの 米田虎雄、 援けることになり、 に代って、 彼らはほとんど学校党、 衛門、村上求太郎、 た権大参事として実権をふるった鎌田軍之助、 (明治三年―三澤注)六月一日、熊本藩重職の総入替が行われ 従来大参事として藩政を掌握してきた松井新次郎、 有吉は肥後藩第三家老有吉家の当主で実学党であり、 松崎伝助、 小笠原七郎、 (細川―三澤注) 鎌田平十郎、 さらに権大参事には有吉(佐々木) 池辺吉十郎、 および勤王党の幹部連中であった。これ 道家之山、 護久の弟護美が大参事として護久を 少参事であった井口呈助、 沢村脩蔵らは悉く罷免された。 津田山三郎の五人が任命されったさんぎょろう 住江甚兵衛、 数はじめ 与太郎、 道家も 薮作右 井沢 ま

ていきたい。 づいた先入観が反映した表現だと言える。この点は、本稿で深く考え はいうまでもない」という叙述も、 た「五人の権大参事のうち、中心になったのは米田と津田であること 想的に「近い」かという意味で言えば正しいとも言えないだろう。 学党政権に参加したという意味で、 限らず、多くの論者に共通するものであるが、この表現は、 論証もなされていない。 ここで花立は 「道家も実学党に近かった」と断言しているが、 道家を、このように認識することは、 あながち間違ってはいないが、思 いわゆる「実学党中心史観_ 道家が実 花立に 何 ま \mathcal{O}

ち位置から三年改革を再検討していくが、それは森田論文以来、 の余地はない。 高い壁を乗り越えるための有効な「足場」 く私たちの目の前に立ちはだかってきた、「史料的限界」という厚く、 ると同時に、三年改革を研究するに当たって、一九七〇年代以降、 ずれにしろ、 本稿では、 道家家文書の「出現」は、 この道家家文書を活用して、 となってくれることに疑い このような考察を可能にす 道家之山の立

> 観」を克服する試みともなるであろう。 とともに、大江論文以来、一貫して受け継がれてきた「実学党中心史 .五年振りに、三年改革を政治史的視角から俎上に載せることになる

几

となる。また煩雑さを避けるため、 久が三二歳、その弟・長岡 ないことにする。 ていくが、主な登場人物のこの段階での年齢を示しておけば、 以下、本稿では、 明治三年(一八七〇)に焦点を当てて分析を進め (細川) 護美が二九歳、 明治初年に限っては西暦を併記し 道家之山が五三歳 細川護

もう一つの改革構想

(1) 細川護久帰藩がもたらした影響力の大きさ

に向かったのは同年三月三○日のことである 上がってくる。そこで、そのための分析に先だって、五月から六月に 視されてきた。しかし道家家文書からは、護久が東京から熊本に帰っ かけての動向を整理しておこう。 てきた五月二八日から大きな動きが始まっているという事実が浮かび や一挙に藩内首脳人事の入れ替えを断行し」と述べるように、 三年改革の開始については、 明治三年五月八日に、細川護久が熊本藩知事に就任したことが重 例えば森田が「護久が知事に就任する ちなみに護久が熊本を出発して東京 従来か

(史料1)

五月八日、 ヲ蒙ル。 (中略 依召参朝 ブ処、 韶邦致仕、 護久家督且熊本藩知事

五月十日、 ヲ賜リテ厚ク慰労シ玉フ。十六日、 革ノ成功ヲ奏セント乞フ。 殊二藩政 護久、今度知事ノ職ヲ蒙リタル上ハ速ニ任国ニ赴キ改 新、 皇国ヲ興隆セヨトノ綸言ヲ蒙リ、 即日許可ヲ賜リテ十五日参朝、 東京ヲ発シ、廿八日、 且天盃 天顔

シヲ諭ス。 朝命欽奉、 邦モ畏リテ大祝ニ堪エス、此上ハ一日モ早ク我平素ノ志ヲ継テ、 到着。直チニ韶邦ニ見エテ、天恩ノ辱キ次第、具ニ陳説シ、 於是改革順序ノ概略ヲ定ム 断然改革ニ取懸リ、速カニ一新ノ実効ヲ奏スヘキヨ 韶

六月朔日・三日両日ニ従四位長岡護美大参事降命ヲ初、 参事黜捗ノ命ヲ伝フ、 ノ初ナ(28)。 是藩庁上院ノ役員具ル、 改革ノ手ヲ下ス 此外大小

とした 果を家中に対して六月一日と三日とに分けて発表し、 久は即日、 護久の藩知事就任の許可が下り、 一六日に東京を出発、二八日に熊本に到着していることが分かる。 「改革ノ手ヲ下スノ初ナリ」としている これによれば、 「改革順序ノ概略ヲ定」める作業に取りかかっている。 兄の韶邦にこの間の経緯を報告し、直ちに人事構想を中核 五月八日に、 朝廷から前藩知事細川韶邦の致仕と、 一〇日に護久が帰藩の許可を得て、 これをもって その結

案との比較検討作業であったと考えられる 主流派が作成していた改革案と、 できるようになった。その要点は、 し道家家文書の「出現」によって、この作業の内実を垣間見ることが 置するこの作業の政治史的意味を考えてこなかったからである。 あたかもその経緯が一直線であったかのように理解し、最終段階に位 年秋頃から改革の気運や具体的な動きがあることを指摘しながらも、 革政治の方針確定作業の内実である。なぜなら従来の研究が、 本稿が注目したいことは、この時点から六月末にかけて行われる改 実学派が主導して作成していた改革 護久が帰藩する前に国許で、 明治二 藩政 しか

(2)国許で作られた改革構想

練られていた改革構想の一端を知ることができる史料が、 川護久が、 明治 一年五月二八日に東京から帰藩する前に、 道家家文書 国許で

に残された次の史料である。

者期面尽候、不一 (明治三年) 明日出席之上、御相談ニ覃ヒ可申候、 彼是尽力等仕居候様二御座候間、 承いたし候得者、 サルトハ家令七郎等ニ御相談之上御決定可被成候、 貨財融通之事務者我輩実ニ存不申候間、 会計局之機務、専ラ取扱ヒ候様被仰付候而者如何程ニ可有之歟、 人儀者今般御大変革被為在候時ニ膺り、 木下助之允義、 過日出坂被仰付、 竹添以下之書生等ニ至ル迄同人より百方説諭、 旁出坂無之方可然卜致愚考候間 近々摂州行可致相考申候処、 先者要事迄早々申入候、餘 其人其職ニ適スルト適セ 昨日も略御相談も有之候 然ル処近日伝 同

道家権大参事

従民國護美)

侍 史³⁰

と判断した。 題から書き始める、 乗ることができる人物には護久・護美兄弟がいる。 月に免じられている事実からして、明治三年以外には考えられない。之允(後に徳太郎・助之)が、同年一月に会計局主計に任じられ、七 書翰である。 なお差出人については、この段階の熊本藩関係者で、 一三日にはまだ東京にいたのだから、 この史料は、 熊本にいることが確実な道家に送ることはできないため、 年代比定は筆者によるが、 明治三年五月一三日付の道家之山宛長岡 いかにも火急の要件を記したこの書翰を、この当 時候の挨拶を欠き、 書翰冒頭から登場する木下助 しかし護久は五月 「従四位」を名 (細川) いきなり本 護美だ

令を撤回し、 この書翰で、 下昨日 護美は道家に対して、 (五月一二日) も評議の対象となった会計局 木下助之允への 「摂州行」 0) 命

るから、藩会計局は、高。木下の日記には、一 精通し、 坂蔵屋敷に派遣しようしたのである。その一方で、護美は領内民政に 懸等を歴任し、 との間を行き来しながら、 に「御勘定所根取御雇当分」に任じられて以来、玉名郡民政 リーダー的存在であった人物である。 十分に活用しようと考え、 永惣庄屋・南関手永惣庄屋)と藩政 玉名郡内の地方役人を務め、 務 の専任担当者にしてはどうか」と提案している。木下は 藩政の経験もある木下を手許において、来るべき藩政改革で 明治 一年七月からは産物方元抖を勤めていた木下を大 櫨方御用懸·紙楮御取締御用懸·石炭掘方御用 明治三年四月二〇日条に「大坂詰被仰付」 道家に相談したのである。 明治三年一月に会計局主計に任じられてい 義父初太郎とともに、 彼は、 (時習館訓導助勤・産物方元払) 元治元年 藩領内全体の民政 (一八六四 (内田手 とあ 九月 長く

習館訓導助勤を勤めているから、その時に接点を持ったのであろう。 割を果たすことが期待されていたらしい。 竹添は時習館訓導助勤を勤めていたが、 の実兄)に入門し、 会レベルに止まらず、 する判断が正しければ、 として活躍する竹添進一郎のことであるが、この「同人」を木下だと 考えておきたい。ここで出てくる「竹添」 行かせない方がいい」と述べているので、ここでは木下を指すものと べられる「同人」が直前に出てくる「七郎」(小笠原)を指すのか、 木下を指すのか、 (一八六三) に藩に召し出されていた。【史料2】が書かれた段階で、 この史料中、 竹添は幕領天草出身だが、 竹添ら書生たちも協力することになったようなので、 「竹添以下之書生等ニ至ル迄同人より百方説諭 判断が難しいが、護美は、「『同人』が百方説諭した その才能を見い出されたことを契機に、 竹添ら少壮藩士レベルにも及んでいたことにな 木下の影響力は、惣庄屋を中核とする民間社 熊本藩の碩儒である木下韡村 護美の構想の中では重要な役 竹添と木下とは、 は、後に明治政府の外交官 大坂には と述

0

達」を受け取っている。 もその実務能力の高さが藩政中枢部にも知られていた木下だったので 必要不可欠の課題であった。そこで白羽の矢が立てられたのが、 であったから、この機会に手永備と藩財政との連関性を強めることは 者は約五三万石となっている。 わゆる定免制のこと)の採用によって、年貢徴収の安定化と引き替え 機構への実権委任を本格化させ、 世中後期以降の多くの藩では、 と言っているが、それは当然のことで、 ある。その木下は、「大坂詰」を命じられた後、 本藩にとって、藩政改革によって、 政府への上納額 に、手永に、より大きな権限を委譲した。そして請免制によって、 して実施・運営されてきたからである。特に熊本藩は、宝暦・安永期 小笠原・道家も同程度であっただろう。 (一八四三) (一七五一~八○)の藩政改革を契機として手永と呼ばれる中間行政 (会所官銭) 「臥病」と記し、 地方役人たちのリーダーとして、 ところで、この書翰の中で、 段階で見ると、 が形成されるようになった。その内実を、天保一 回復後、 (藩財政)が固定化されたため、それ以後、手永備 初出勤した六月一二日に「大坂詰御免之御 前者が約四〇万石であるのに対して、 護美は自分は 民政はその実権を地方役人たちに委託 維新変革の波に決定的に乗り遅れた熊 享和三年(一八〇三)の請免制 手永備の実態を知り尽くし、 藩の名声を高めることは至上命題 その疎さの度合いは護美も、 なぜなら熊本藩に限らず、 「貨財融通之事」に疎 五月一八日の日記に 匹 後 年 近

惣庄屋集団の中に「主ニ成候者」が必要だという藩政府側の認識に基 味を持つだろう。 のことを考える上で、木下の義父木下初太郎 ·瀬安兵衛 知行を加増され、 こうして木下は、 (池田手永惣庄屋) とともに、明治二年一○月に、それぞ この就任が、 本格的に民政の改革に取り組むことになる 「御惣庄屋根方」に就任していることは大きな意 今後、 藩政を改革していくに当たって、 (坂下手永惣庄屋)

右者、

今日御当務、

公私繁然ト

取調置候樣

:可被命歟

御改革御手順之義、

第一名分ヲ正フし、

第二旧

1弊ヲ一

洗

į

今日中ニ君上より御内命有之候様被取計度候、富強一般之御大変革、右之面々御用取調之儀、

尤彦兵衛儀 御同考二候

ハ御手 ,

徒四億(長岡護美)

而可被申含候

出名としないこと、 兄護久の帰藩後は、

を差出名として用いることから、この史料は護久の帰藩前、

具体的に

る。

「大参事

かつ六月一日に大参事に就任してからは

あるが、

残念ながら月日の記載がない。

同じく

「従四位」

である兄に遠慮して、

これを差

しかし護美は、

五月

一八日の

政権に参加させたい旨が書き記されてい

る。

極めて重要な新出史料で

「若殿」

名分と手順とを明記した上で、

この史料は、

護美が、 之山

これから断行することになる改革政治の

具体的に四名の氏名を挙げ、

彼らを新

大義

殿4

媒介として、 僚化」と評価したが、 づいた措置であったことから、 ていたのである 領内民間社会を自らのコントロール下に置こうと画策 明 治三年に入って、 筆者は、 この措置を、 藩政府は いよいよ木下家を 惣庄屋(0) 「藩官

について書かれた道家之山宛長岡護美書翰を掲げたい 次に、【史料2】と同じ頃に作成されたと見られ、 改革後 0 人事 案

右両

四人儀、

坐班

式其他諸御規則筋取調候様、

御内命有之度

【史料3】

神山源之助

料に氏名が出てく

表3は、

この

中

る四名の人物が就

早川助作

坂本彦兵衛

慶応年間以降に限っ

ていた役職を、

前文主ニ成り取志らへ候様

可被仰付

浅 井 新九 郎

ある。 て整理したもの

奉行副役のように 彼らは目付 これを見る で

藩政要路につなが る役職に就いた経

た領内の民間社会 ことが分かる。 験を持つ者であ

代経験者がいるこ との接点になる郡 ことも注目に値す ていた者がいる 護久の近習を務 ちなみに佐弐 時代 ま

表 3 史料 3 に登場する人物の主な経歴								
氏 名	家禄 (慶応3年)	役 職	在 職 期 間	備考				
神山源之助	100石	若殿近習	慶応2年8月29日~慶応3年11月	「若殿」は細川護久				
		郡代	慶応4年8月21日~明治2年4月18日	任地は芦北郡				
		目付	明治2年4月18日~明治3年6月					
早川 助作	150石	穿鑿役	慶応2年12月11日~明治1年10月6日					
		郡代	明治1年11月8日~明治2年3月21日	任地は芦北郡				
		奉行副役	明治2年3月21日~明治2年9月24日					
		郡代	明治2年9月24日~明治3年3月18日	任地は玉名郡				
		目付	明治3年3月18日~明治3年6月					
坂本彦兵衛	100石	奉行所佐弐役	文久 2 年11月25日~明治 2 年10月18日	佐弐役は「主簿」と改称				
浅井新九郎	擬作100石 ※	近習次組脇	慶応3年2月20日~慶応3年12月9日					
		奉行副役	慶応3年12月9日~明治1年12月10日					

西山禎-

山禎一『熊本藩役職者一覧』及び同『熊本藩藩士便覧』より作成。 ※「擬作」は、土地を与えられないが、知行取と同等の給付を受ける武士のこと。浅井家の家禄は150石だが、新九郎は、父 廉次が致仕する前に取り立てられたために擬作とされたと見られる。但し、明治2年12月に、全藩士の知行が公収され、以 後、廩米給与となっている。

1かれたものだと 治三年五月中 がほぼ固まった 先述した国許 旬にかけて 旬 構

から下 明 想 推定できる。

彼らは当然、藩政主流派の構成員であった。内の機密間に配置された書記局長のような役目であった。そのような役の「佐弐」とは「補佐」の意で、熊本藩では大奉行が束ねる奉行所

て進められていたと見られる。 こうして見てみると【史料3】は、新政権に参加するメンバーのう こうして見てみると【史料3】は、新政権に参加するメンバーのう こうして見てみると【史料3】は、新政権に参加するメンバーのう

下らに任せようとする姿勢がはっきりするからである。 とであったことも興味深い。家中の統率は彼らに担当させ、 団編制の根幹を形成する「坐班式其他諸御規則筋」の改定に関するこ ない。また改革に際して、彼らに与えられるはずだった役割が、家臣 から貸し付けられた軍資金の取り扱いをめぐって、「重畳不行届」と 年二月に、奉行副役として、護美の関東出張に随行した際、 ることになった。その意味で浅井が人選から洩れたのは、彼が明治二 第三は ち第一に「名分ヲ正フ」すること、第二に「旧弊ヲ一洗」 士たちであったから、ここに記された「御改革御手順之義」、 表3で見たように、 「富強一般」を十分に理解し体得しているかが、特段に問われ . 「逼塞」が申し付けられたことが影響しているのかもしれ 彼らは藩政主流派の中でも将来を嘱望された藩 」すること、 維新政権 民政は木 すなわ

挙げることができる。までにはほぼ完成していたと思われる。その証拠として、次の史料をところで、このような国許における改革構想は、明治三年五月半ば

(史料 4)

梅霖日々不耐閑候、扨今日出席可仕相考居候処、今日も御用無之

五月廿一日 事様御帰藩迄者迚も閑と相考申候間、時々出席可仕候、早々不一事様御帰藩迄者迚も閑と相考申候間、時々出席可仕候、早々不一越候、病後風雨ヲ厭ヒ候様子無之候条、御用次第罷出可申候、知と相考申候間、出席不仕候、尤御用も候ハ、一寸書中を以可被申

従四位(長岡護美)

道家権大参事

身 王₄₄

久の裁可を待つばかりであったことを物語っているだろう。上げられ、前藩知事である韶邦の内諾も得て、後は新しい藩知事の護談を道家らは【史料2】が書かれた五月前半には評議を繰り返してでいるのである。「仕事がないから、今日も出仕しない」と書き送っているのである。この書翰で、護美は、明治三年五月二一日段階で、道家に宛てて、この書翰で、護美は、明治三年五月二一日段階で、道家に宛てて、

きたい。 この国許構想において、特に重要な課題となる民政に関しては、木 この国許構想において、特に重要な課題となる民政に関しては、木 この国許構想においては、手永制は再編 が。その成果を踏まえれば、この国許構想においては、手永制は再編 が。その成果を踏まえれば、この国許構想においては、手永制は再編 が。その成果を踏まえれば、この国許構想においては、手永制は再編 とは、近年、発信力を高めつつある熊本藩をフィールドとした領国地 をされることはなかったと思われるが、この点は、次章で検討してい 大変興味深 が。その成果を踏まえれば、この国許構想において、特に重要な課題となる民政に関しては、木

改革政治の中の道家之山

(1) 国許構想の挫折

執政たちと直接・間接に接触してきた護久には「生ぬるい」と感じられしかし、この国許構想は、東京で維新政権中枢部や、諸藩の藩主や

に八月二三日に手永が郷と改称されることとなった。にかけて、惣庄屋・手永会所・会所役人が矢継ぎ早に解任され、つい故にされると同時に、彼のプランは破棄され、明治三年七月から八月えたのである。その改変の主対象は民政部門であり、木下の登用が反たに違いない。そのため護久は、帰藩後、国許構想に大幅な改変を加

ズレがあることが判明した。 し近年、 筆者を含む全ての論者が三年改革の出発点として、 の描写が明治二年秋のこととして描かれていること、大江論文以来、 と描写した。人口に膾炙した名文なので、ここでの引用は控えて、 崎律次郎)とを主人公にして、「肥後の維新」 正一二年(一九二三)の時点で、 ことがなかったのであろうか。 だが、なぜこの国許構想は、 『竹崎順子』 かつ最大限に重視してきたことを確認するに止めよう。 筆者の検討により、 の影響が巨大であったことに求めたい。 このエピソードには、約半年間の時間的 その根拠となったのが、 筆者は、 今回の道家家文書の出現まで知られる 自らの実父 その要因を、 (徳富 の準備過程を生き生き このエピソードを 一敬)と伯父 徳冨健次郎 次に示す徳富 蘆花は、 しか ے 大

| 女米に

敬の記録である。

員打替有ル故、 下旬ニ至、 本内藤方江寄宿、 明治三年四月熊本出懸船中二而発病、 四日護美公より賞言 十六日御用申渡ヲ受、 此処ニ而改革之上書しらへ、六月二日実ト学ト政府吏 右上書携帯出熊、 病後保養トシテ横島竹崎方江滞留、 十七日より出勤、 差出候而自分ハ帰水、 松橋二而 一週間計養生、 廿三日大評議、 五月初より 十三日御 熊

仮、熊本城下で医業を営んでいた、同じく横井門下の内藤泰吉宅に寄
量一敬は、船中で発病し、松橋で船を下りざるを得なくなった。その
この史料によれば、明治三年四月、水俣から船で熊本を目指した徳

宿し、 期に繰り広げられたことがはっきりする。 として描いてみせた二人の話し合いは、 事実であることは動かしがたい。蘆花が、 らへ」を行っているのである。 ている。そして徳富はほぼ五月一杯、 タイムで記された記録であることを踏まえれば、 「病後保養」として横島の竹崎屋敷に向かったことになっ これが徳富一敬自身の、 竹崎と協力して「改革之上書し 実際は明治三年の 明治二年秋の収穫期のこと こちらの方が歴史的 しかもリアル 田 植えの時

革案も二系統に分かれて立案されていた可能性が高 と「改革之上書しらへ」と記されているから、 富らにも計画立案を依頼するとは考えられない。 革案を、徳富が六月初旬に藩政府に提出して、 きだろう。新政府の人事登用案が二系統で進められたように、 極的に取り組んだとも考えにくい。 情報も成算もなく、全く自主的に、 道家らは、 して出勤し始めたことが分かる。 るうちに、六月一三日に藩からの召喚状が届き、 この史料からは、 すなわち実学党のラインから情報提供や依頼があったと見るべ 民政改革を木下に任せようとしていたのだから、 徳富と竹崎が協力して明治三年五月に作成した改 先に見たように、 蘆花が描くような煩雑な作業に積 しかも【史料5】には、は 一度、 彼らには、 一七日から藩役人と しかし徳富らが何の 五月段階の護美や 水俣に戻ってい 米田 彼らが徳 つきり

の民政改革案が存在するとは考えてもみなかったのである。先述した 治における民政面の政策立案を命じていたと思い込み、これとは別個 していたため、 ように、 これまで筆者は、この 従来までの全ての研究は、 木下が明治三年七月に会計局主計を免じられるのは、木下構 に出てくる六月 竹崎構想に敗れた結果であり、 明治二年秋に、 「大評議」について、 三日の 蘆花が描いたこのエピソードを下敷きに 藩政府が直接、 大評議 その勝敗が決められたのが の場であったと言える。 徳富・竹崎らに改革政 「明治三年 藩庁日誌

より客観的に裏付けられる必要がある。 より客観的に裏付けられる必要がある。 より客観的に裏付けられる必要がある。 より客観的に裏付けられる必要がある。

vように記している。 この点について、木下は自らの日記の六月二二日・二三日条に、次

史料 6

廿三日 早川方行。 談被仰付。 御両所様ゟ被召出、 廿二日 昼御城二而、 於御城、 白木方も見ゆる、 下りゟ主計・録事、 **庁府主計五人、** 七郎殿・之山殿・早川方一同也 知事様・従四位様被召出、 早川方行。夜二入、 郡政局共録事六人被召出、 晚方、 朝ハ自身壱人 於御宮内、 御用

話し合いが、徳富・竹崎側でも行われていたかどうかは不明)。部との話し合いを行い、その場には道家がいたことも分かる(同様のはっきりする。しかも木下は、その前日、二度にわたって藩政府首脳はっきりする。しかも木下は、その前日、二度にわたって藩政府首脳はっきりする。しかも木下は、その前日、二度にわたって藩政府首脳は、きりする。しかも木下は、その前日、二度にわたって藩政府首脳は、とすれば、六月二三日に藩政府内では民政方針をめぐ二三日条の「庁府主計」は、主計という役職名から会計局主計だと二三日条の「庁府主計」は、主計という役職名から会計局主計だと

ではこの二つの部局が推す二つの民政改革案が審議され、その結果、会計局は江戸時代の勘定方、郡政局は郡方であるから、「大評議」

神山、 仮に会計局案が採用されていれば、この役割は藩政主流派の誰かに割 に郡政局が民政局と改称された。山田は実学党の主力メンバーだから、 と記しているから、 で日記を書かない)、【史料5】で、 に連絡を取り合っているので、それは早川であっただろう。 一二日に、権少参事 振られたはずである。この間の木下日記を見ると、早川助作と頻繁 日記に何も記していないが |政局案が採用されることに決定したのだ。この決定について、木下 「神事・学校」は白木、「民政・会計」は山田と決められ、さら 疑いの余地はない。そしてこの決定を経て、七月 (試補も含む)の任務分担が、「刑法・軍備」は (そもそも彼は六月二四日から二八日ま 徳富が 「廿四日護美公より賞言」

与長を設置した」と述べている。 民政を寛にする方針を立て、『百姓の難儀に成候事』として諸掛物を 津藩の藩政改革について、「木下は民政の職掌を定めて官員を減らし、 助之允の民政論を分析する論文を発表している。 太は、維新期における諸藩の民政改革が、 会計の標準を立て、藩債・楮幣の二十か年消却の計画を立案したほか、 否定し、領主権力がここに直接介入しようとする動きを重視し、木下 重要な示唆を与えてくれる素材が、木下が、明治三年一○月から、藩 政改革を指導するために唐津藩に派遣されている事実である。 郷村の変革では、 ところで、木下構想と徳富・竹崎構想とについて考えようとする時、 楮皮の定値段・定貫数を解くなどして約一万四千両を減税した。 明治三年十一月、 大庄屋・庄屋を廃止して里正 一様に江戸時代の旧民政を 池田は、その中で唐

ること、地方役人組織を根底から組み替えることは、熊本藩の三年改るだろう。確かに、民政を寛にする方針を立てること、諸掛物を免じ言えないが、時期が接近していることもあり、基本線は同じだと言え木下が熊本藩で構想していた改革案が、これと全く同じであったとはこの二つの藩において、近世期の民政を支えた基盤が異なる以上、

たと考えられる このような規制緩和策を展開した結果として実施されたものではなく 規制の緩和を断行しているが、 りも堅実な改革案だと言えよう。 制緩和を行った上で減税を実施している点は、 革と共通している。 の減免は、 (会所官銭) 大豆の搾油許可、 改革スタート時の七月一七日に発せられているから、 を藩政府に集中することを見越した上での措置だっ むしろ藩債の消却計画を立てたり、 櫨専売制の廃止等、 約九万石(一石=一両として、 熊本藩も三年改革で、 唐津藩の方が熊本藩よ 様々な封建的な経済 津口・ 楮皮生産の規

永制解体を要求していったと思われる。 この年貢減免(減税)の基盤となる財源の違いが、徳富・竹崎案と この年貢減免(減税)の基盤となる財源の違いが、徳富・竹崎案と この年貢減免(減税)の基盤となる財源の違いが、徳富・竹崎案と

の中で、次のように述べている。制解体の推進者であった実弟竹崎律次郎に宛てた八月一一日付の書翰たという間接的な証拠を提示することはできる。木下初太郎は、手永とができないが、木下の義父初太郎が手永制の解体を批判的に見てい一方、木下案の中身は未だ不明で、現段階で具体的な論証を行うこ

女米7

こ付而者百姓之世中ニ相成候と唱、暫時倹素之風拂地、忽酒屋々々ハ御制度も被廃、馬ニ乗候儀を被免候なと非常之寛典、御布告者申迄も無之候処、傍ニ者農家ニして末業ニ移候儀も不苦、或、当今民間之模様、雑税を被省候儀者一統如解倒懸難有かり候儀

等者却而難渋を重候勢ニ而迷惑加り候者も不少哉ニ唱申候事売切、降照傘・舶来縮緬抔買寄、聢とて御年貢も拂不申、貧家

- 永久二亘候仕法筋等、 候方ニ取候而者得便利可申歟ニ候得とも、 之通ニ而者当座之軽事・急迫之事柄、 権少属之面々、手永手永受持なしニ而寄合勤之様子ニ候処、右 機会ヲ失不申、 を付候者ハ無之様子ニ相聞、 申、渡世方之工面専ニ而、 昨今庄屋・会所役人中近々被免候覚悟いたし、 刻も在役人之進退治定之儀付候而、 或ハ銘々当座、 法制・禁令及廃地、 差入相方官民各其処を得候御政令を被極度之事 人之意外ニ至候珍説を主張いたし、 身を委取起候事件ニ至候而者余所事ニ成 後日難取返事二成行可申勢二相見候間 御改革専安之折柄、 下々之者所詮鬼之留守ニ而我儘を 所分を衆議シ、即埒を付 面々安堵いたし御一新之 一手永之利害得失、 郡村之成行ニ目 勤向者手ニ付
- 相見候ヶ所段々為有之由ニ承申候事恐不少候、況此中ゟ之節、村と村と之喧嘩且乱暴を制候ニ其萌除処、万一ハ在役人之威厳劣り、悪民之驕悍不可制御ニ至可申、上下尊大卑屈之旧習を脱候様ニと之御主示者重畳恐悦之事柄ニ

弊害を不省事柄なと行れ可申哉と竊ニ相考申候事

撃することになっていった。

撃することになっていった。
この史料の中で、惣庄屋としての豊富な経験を持つ木下初太郎は、この史料の中で、惣庄屋としての豊富な経験を持つ木下初太郎は、変することになっていった。この年の収穫期には、極上の品質が求められる大坂登に港展しつつある地域社会の秩序崩壊の様相を、極めて具体的に実弟にとしている。この年の収穫期には、極上の品質が求められる大坂登に数でする。この年の収穫期には、極上の品質が求められる大坂登にといるが雑税免除に沸き返っている状況下で、密かに、しかし確か百姓たちが雑税免除に沸き返っている状況下で、密かに、しかし確か百姓たちが雑税免除に沸き返っている状況下で、密かに、しかし確か

郷村の仕組みの改変については、近世後期においても頻繁に「寄せ

場を明確にしたのである。だろうが、惣庄屋や会所役人が一斉に解任されるに至って、批判的立だろうが、惣庄屋や会所役人が一斉に解任されるに至って、批判的立性で手永制が編制替えされることについては了解の範囲内であったの性を屋として、その指揮を執っていた木下初太郎も、そのような方向村」(合併)が行われ、その度に庄屋の減員が実施されていたから、

ことをしていたのかも分かる貴重な史料である。気持ちを、次のように綴っている。会計局主計時代の彼がどのような実現されることはなかった。明治三年の暮を迎えて、彼は、その時のいずれにしても、木下の新政権加入は拒まれ、彼の改革案が熊本で

| 史料 8

を忘るゝにいたる一、おなし金と預と引替不相成、大二迷惑ニ至居候を解、国内其苦一、主計にありて府在穀類之融通を被禁置候を解、大ニ流通いたす

- 、国計を立てんとして果さす、免職
- 、田里ニ帰りて近隣之子ニ読書・習書をはしむ
- 談越ニ付被差越、御一新之手伝なり(後略) 一、十月廿七日より唐津に行、此行や同藩知事公ゟ従四位公江之御

(2) 改革政治の中の道家之山

執政経験がある者は、小笠原と道家を除けば、世襲家老家出身の有吉表2に見える人員のうち、幕末維新期に奉行(副役も含む)以上の

は、 ら病気を理由に出仕しなくなってしまう。【史料9】と【史料10】と 割は非常に大きいものがあった。 文久三年 (一八六三) 以来、 と米田は断続的に任用されることが多いことに加えて、 知事)。しかも三年改革当時、 治二年三月から七月までの四ヶ月間に過ぎない(その後は、 京都に派遣されている期間が長いし、 貫して執政職を務めていた道家が、 (舞い状である。 そうした道家に宛てて、 (本名は将監)と米田虎雄、 藩知事護久と大参事護美とが書き送った 途中、 小笠原は家令職を兼務していたから、 しかしその道家は、 それに津田山三郎であるが、 京都藩邸勤務も差し挟みつつも、 新政権内において担っていた役 津田が奉行を務めていたのは明 明治三年秋頃か 江戸 (東京)・ 酒田県権

【史料9】

早々御出仕被成候様致希望候、早々不一年々御出仕被成候様致希望候、早々不一度事御評議ニ相成候ニ付、申入候ニ茂及不申候得共、御甘キ次第飲承知居候通ニ候処、今般東京より一平帰藩ニ付、禄制・官等等今日者雨ニ相成候処、秋収之際祷乍晴候、扨過日以来御所労之旨

十月五日

家権大参事 侍史

従細三護公

【史料10】

可被成様致懇祷候、早々不一可被成様致懇祷候、早々不一的被成様致懇祷候、早々不一を以上ののののののでは、現前のののののでは、まに大切と折柄、一日も早の御出勤無之候而かかりに相成候間、実に大切と折柄、一日も早の御出勤無之候而其後御病疴如何に候歟致拝承度候、最早禄制・兵制等御相談御取其後御病疴如何に候歟致拝承度候、最早禄制・兵制等御相談御取

十月十五日(明治三年)

家権大参事

大参事

【史料9】で、護久が「今般東京より一平帰藩ニ付」と述べている 等等庶事御評議」が本格化したのである。

る。

ないことを極度に心配している様子を読み取ることができたがでまま、禄制や兵制など藩政の根幹に関わる重要事項を決定しない、押而も両三日中より御出席被成候様致渇望候」と、彼が、道家のは「実二大切之折柄、一日も早ク御出勤無之候而者当惑之至ニ存候らは「実二大切之折柄、一日も早ク御出勤無之候而者当惑之至ニ存候らは「実に大切之折柄、一日も早ク御出動無之候而者当惑之至ニ存候らは「大力」とを、護久も護美も非常に不しかしその評議の場に道家がいないことを、護久も護美も非常に不

になっていた。特に護美は、次の史料に見るように、道家と心情的に距離を置くよう特に護美は、次の史料に見るように、道家と心情的に距離を置くよう、その後、道家は出仕を始めたようだが、その頃には護久・護美兄弟、

女料1

様も御上京被為在候事ニ付、唯今より御先キ立ニ参事之中一人被安座し而一藩無事日ヲ送り候訳ニも決而無之、追々三月頃者知事処如此形勢、如此之書状も到来仕候処ニ而、得斗相考候得者其侭申処、今日者藩廳ニ而入用有之候間、其中御一覧可被成候、然ル日々快晴大慶仕候、扨昨日大久保一蔵より書翰到来候間則差出可

道家之山殿

美であったが、ここでは下津休也 料10】が書かれた一○月段階では、 明治四年一月七日付の道家之山宛長岡護美書翰と判断することができ 使として鹿児島藩を訪問していること、これに合わせて大久保利通も 御返詞可被成候」と素っ気ない態度を取っている。 と思うようになり、三月に予定されている護久の上京に先だって、 る。この書翰によれば、護美は、 永孚らに支えられて、自らの意思を決定し、道家には「御賢考も候ハゝ 大参事のうち一人を上京させようと考えるに至った。【史料9】【史 「得斗相考候得者其侭安座し而一藩無事日ヲ送り候訳ニも決而無之」 ?治四年一月三日まで鹿児島城下に滞在していることを踏まえれば、 この史料は、 明治三年一二月一八日から二八日まで、岩倉具視 大久保利通からの書翰に刺激され、 (明治二年二月まで大奉行)や元田 頻りに道家の意見を求めていた護

【史料12】

示す史料である。

このように護美の気持ちを大きく動かした大久保利通書翰は、

労ニて只今にても平臥罷在候容体故、不得止暫時御猶予奉願、春至、就而者不待駕して直に拝趨可仕候処、生憎従三位事長々之所勅使御下向之御旨趣者従三位闕下江被為召候恩命ニて誠に恐縮之村一郎殿態々御使御差立、西郷吉之助江御投書被示聞趣承知仕候、以寸楮拝啓仕候、残寒之砌益御安祥被成御奉職奉敬賀候、此節荘以寸楮拝啓仕候、残寒之砌益御安祥被成御奉職奉敬賀候、此節荘

早々如此に御坐候、 候様千祈万祷仕候、 此上皇国前途之処に御注意、 筈に尚又方向一定仕候、 慮ゟ被為召候ニ付、 西郷大参事初僕等も随従、 中上京之御請仕候次第に御坐候、 為邦家励精仕度厚御依頼申上候、 西郷ゟ尊酬可申上候処、 委曲者莊村殿江御咄申上置候二付御聞取被下 全藩を以今一層為朝廷努力犬馬之労を致し候 御復古之基本も御確定に不至、 就而者隣地之訳にも有之、此末益協心戮 不日出立上京之筈に御坐候、 御柱石に被為立、 不図所労に有之、小子ゟ右拝復迄 仍而勅使にも御発駕相成候ハゝ、 御依頼とハ御根本御屹立、 御藩を御引立被下 不一方御配 朝廷上之

大久保利通

長岡大参事殿

而無之」と書いた心情がよく理解できる。 宛てて、 注意」をして、護美に、その「御柱石」になってほしいと語りかけて 馬之労を致し候筈」だとした上で、 れは大久保が疲労気味の西郷に代わって護美に書き送った返書である 鹿児島藩への勅使派遣の目的を尋ねる西郷宛の書翰を送っており、 いるのである。この大久保書翰に接した護美が、 ことが分かる。大久保が、 この史料によれば、護美は、 「得斗相考候得者其侭安座し而 鹿児島藩は「全藩を以今一層為朝廷努力犬 莊村一郎 熊本藩も「此上皇国前途之処に御 (助右衛門)を使者として、 藩無事日ヲ送り候訳ニも決 【史料11】 で道家に

だろう。そして事態は、ますます道家を不快にさせる方向へと進んで 熊本藩を投げ打つことも厭わないと考え始めた護美との間 道家と護美との気持ちが次第に離れていった背景には、 (細川家) 第一」と考える道家と、これからはより一層、 のために尽くさなければならず、そのためには細川家や あくまでも の溝がある 朝廷

> 保 r V 和宛に書いた書翰の追伸部分から判明する った。 この動きは、 【史料12】 の日付と同じ日に、 西郷隆盛が安場

候而、 序卒度申上置候。 候而可宜旨申上候処、 趣意ニて政事之善悪、 御趣意ヲ以、 追啓上尊藩御変革之始末、 ニ付て者、第一君臣御合体ニて朝廷御為ニ藩屏之職掌ヲ被為尽候 帰着する処必善国と相成候外無他、 万事御仕向相成、 余程御満悦之御事ニて御座候間、 人民之向背相定事二候間、 岩倉公方御尋御座候ニ付、 只我一国を利するとの意更々無之 大抵変革之事ニ於者其 細事ハ不入御聴 乍余事任

は細部までは報告しなくてもいいだろうとも進言してくれており、 自然と「政事之善悪、人民之向背」も定まってくるから、 である。さらに岩倉には、このように改革の基本方針が確立すれば、 まく行っており、 れに対し、岩倉は「余程御満悦之御事」だったと書かれている。 る処必善国と相成候外無他」と、 み出すであろう」と伝えておいた、と述べている。その書きぶりは 「只我一国(熊本藩―三澤注)を利するとの意更々無之候而、 この書翰で西郷は、安場に対して、 そのことが朝廷の前途にとっても必ずいい結果を生 改革の成果を手放しで賞賛するもの 岩倉に「熊本藩の藩政改革がう 明治天皇に 帰着す

よりも、 翰にも言及するはずだからである。 料11】を書く前に、その報告があっていれば間違いなく、 美は【史料11】を書いた後に、 料11】を書く直前に、それぞれ護美と安場の手許に届いた。そして護 か、その内容を聞かせてもらったらしい。 【史料12】と【史料13】の書翰は、 可及的速やかに護久か護美かに報告するだろうから、護美が 熊本藩の重職たちにとってインパクトが大きいものであった。 安場から【史料13】を見せてもらった それほど西郷書翰は、 年末年始を挟んで、 安場は西郷書翰を入手し次 護美が この西郷書 史

次のような頼み事をしている。この推測を裏付けるように、護美は、翌一月八日付の安場宛書翰で、

5米1

速御返却可申候の一般では、一般では、大学のでは、

た。黒亥和太とに決まり、 と考えたのである。 直ちに反対の意思表明をしたらしく、 「論判」が行われることになった。この「論判」の当日、 この史料によれば、 安場宛に届いた西郷書翰があれば、 結局、 彼らは一月一七日、 護美から【史料11】 東京行きのメンバーは、 翌八日夜に、 道家の反対論を論破できる の書翰をもらった道家は、 東京へ向けて出発してい 元田・安場と大田 護美と道家との 護美はその

思惑については、拙稿に譲ることにする。事辞任願を、それぞれ提出することになるが、その背景にある兄弟のうようになる。明治四年三月に、護久は藩知事辞任願を、護美は大参学党寄りであった護久とともに、いわゆる「自主的廃藩」の主張を行学の書といった実学党メンバーが固めるようになっており、元から実大田黒といった実学党メンバーが固めるようになっており、元から実大田黒といった実学党メンバーが固めるようになっており、元から実

むすびにかえて

(1) 道家之山の「遺言

中には、藩政実務の経験が浅いメンバーが多かったから、それは当然の大黒柱として、護久・護美兄弟から厚く信頼されていた。新政権の道家之山は、三年改革の準備段階からスタート期にかけて、新政権

者は、 えない。 以降に出仕しなくなる理由は、 という矢継ぎ早な改革そのものに嫌気が差したのだろう。道家が、秋 出られ、 美が三年改革を振り返って 革政治に懸念を抱くようになる。 た道家は、 分かるように、その原因は人間関係ではないだろう。五○代に入って、 のことであったと思われる。 度は致仕していたものの、 連合してやらうと云ふ事になつた」と回顧していることからも 一〇月からは熊本城内、 七月に坐班式が大幅に改定され、 「色々説はあるけれども、皆な目の明いた 特に請われて、再び要職に就くことになっ しかし日を置かずして、道家は、この改 表向きは病気だが、筆者にはそうは思 特に天守に庶民が見物に押しかける 明治二七年(一八九四) 九月に熊本城廃棄が願 四月に、

次に掲げる史料は、廃藩置県後の明治四年一一月に、道家が、護久・は双方ともが辞表を提出し、自主的な廃藩を唱えるようになる。階では、護美の眼には、道家は、この計画に頑なに首を振らない守旧階では、護美の眼には、道家は、この計画に頑なに首を振らない守旧階がは、護美の眼には、道家は、この計画に頑なに首を振らない守旧という理由を前面に押し立てて、熊本を後にして東京へ行廷のため」という理由を前面に押し立てて、熊本を後にして東京へ行廷のため」という理由を前面に押し立てて、熊本を後にして東京へ行廷のため」という理由を前面に押し立てて、熊本を後にして東京へ行廷のため、朝後が再び出仕し始めたのは、護久・護美兄弟が、「天皇のため、朝

【史料15】

護美兄弟に書き送った「献言之覚」である。

与

献言之覚

足利氏衰運ノ極、親ヲ追ヒ、君ヲ弑シ、倫理減絶ノ際ニ生レ玉ヒから元知事様御供に御聴に達し度献言奉り候、忝くも泰勝公ニハスモ相患ヒ御暇乞サへ心ニ任セス、実ニ遺感ノ次第に候間、恐なレハ老病ノ身分、永ク訣シ奉ン事モハカリ難く存シ奉リ候処、図レの老病ノ身分、永ク訣シ奉ン事モハカリ難く存シ奉リ候処、図今度東京ニ赴玉ハハ、再西帰ノ御期ナキニモ成行□□申敷、左ス

IJ こ及ハレ、 幽冥微妙ノ義ヲ御精察在セラレ難ラン歟ト兼テ杞憂ニ堪ス存シ奉 ノミナラス、天爵ノ積善ノト申義ハ老書生ノ常談ト思召シ、 露程モ染習在セラレナハ御身上ハ勿論御家名モ地ヲ拂ヒ申スヘク 泰勝公ノ御心跡ヲ続玉ヒ度祈り奉り候、 モ拘わハラサル事ニテ、今日御二方様ニ在ラセラレ候テハ返スモ、 (綱川巻:長岡護等) 勢当然ニモ之有へク候へトモ、 モ預ル事ニ候へハ、 事ト存シ奉リ候、 百年大藩ヲ領シ玉ヘルハ天爵ヲ脩テ人爵従ヒ積善ニ余慶アル モ天助ヲ得玉ヒ、 ナク年来衰玉ヒシ、二三千貫ノ青龍寺ヨリ発起シ、 玉ヒシカハ、 シカトモ御幼年ヨリ文武ノ道ニ御志深ク御教化閨門ノ内ヨリ末々 が候間 明 一方様共ニ高才明敏ノ御天性ニテ小節ニ拘ハラセラレサル 治四年十 厳責ヲ顧ス、 天子ヲ尊ヒ覇王ヲ助 御家古シト雖貴賤四方、 然ル処大藩ヲ領シ玉フ等ノ事ハ徳川氏ノ吹挙ニ 剰へ賢明ノ御子孫相続テ出サセラレ、 月九日 同氏政権差上ノ上ハ御家ニモ藩土御返上ハ理 贅言御聴を煩シ奉り候、 天爵ヲ脩玉フハ決シテ人ニモ時ニ ケ、 御交際に至マテ信義ヲ尽サセ 維新ノ御徳業ヲ仰サルモノ 万一流俗門地崩抔ノ事ニ 誠恐々々萬死謹言 幾回ノ危難ヲ 遂二二三 天道 グ御

呼

頓首再拝

御家名モ地ヲ拂ヒ申スヘク候」という諫言を、もはや東京にのみ眼 川家当主が受け継いできた「御心跡」を大切にしてほしいと訴えてい いている若い兄弟はどう受け止めたであろうか。 流俗門地崩抔ノ事ニ露程モ染習在セラレナハ御身上ハ勿論 道家は、二人の兄弟に対して、 細川幽斉以来、 歴代の細

(2)本稿における成果と今後の課題

本文中でも繰り返し述べてきたが、道家家文書の 出現」によって、

> ことが、 三年改革で実際に実施される、 を克服する試みも一定程度は成功したと思う。 たと考えているし、この説明を通じて、いわゆる「実学党中心史観 で埋もれていたままだったのかについては、 案)とは別に、もう一つのプラン(木下案) 本稿最大の成果である。 特に民政上の改革プラン このもう一つのプランが、なぜ今ま の存在が明らかになった 一定程度の説明を行い得 (徳富・

られるべきだろう。差し当たって、 の存在を軽視することにつながるため、 新政権に入って努力した道家や白木・早川・坂本ら藩政主流派の人々 より「実学党政権」という呼称は、 実学党メンバーとによる「連立政権」であることは明らかである。 治を推進してきた主体を「実学党政権」と呼んできた。しかし本稿の れまで多くの論者は、三年改革スタート時に誕生し、その後の改革政 成果を踏まえれば、三年改革時の藩政府は、 この点に関して、 称を提案しておこう。 「藩政改革」という眼前に迫った緊急課題に取り組むために 一つの提言を行っておきたい。 本稿では「三年改革政権」という 思想的な違いは取りあえず置いて この機会に新しい呼称が考え 藩政主流派内の改革派と 筆者も含めて、こ 何

その過程で後者の課題にもアプローチしていくことにしたい。 る筆者自身の最近の研究成果を踏まえて、 作業等、 する作業や、この両プランを維新期民政の全体像の中への位置付ける 最後に、今後の課題を指摘しておきたい。 先述した二つのプランと近世期の民政システムとの関連性を追究 新しい課題も見えてきた。 幕末維新期の地域社会編制 まず前者の課題に取り組み、 本稿での検討作業を通し に関わ

- 改革研究の現状と課題」(『地方史研究』第三八七号、二○一七年)。(1)小関悠一郎『〈明君〉の近世』(吉川弘文館、二○一二年)、同「藩政
- 明治維新』第三巻〔二〇一一年、有志舎〕所収)に詳しい。二〇〇一年)及び同「版籍奉還と廃藩置県」(明治維新史学会編『講座(2)この研究動向については、松尾正人『廃藩置県の研究』(吉川弘文館、
- 九五五年)。(3)大江志乃夫「豪農民権運動の源流」(『歴史学研究』第一七八号、一

(4) 大江 『民権運動成立期の豪農と民権 (1)(2)』 (『歴史学研究』第

八八 · 一八九号、一九五五年)。

- してまとめられた。 (5) 大江『熊本藩における藩政改革』(ミネルヴァ書房、一九五九年)と、「御茶の水書房、一九五五年〕所収)。なお注3~5の諸論文は、後に、大江『熊本藩における藩政改革』(堀江英一編『藩政改革の研究』
- o) 堀江前掲書(注 5) 一ページ。
- (7) 丹羽邦夫『明治維新の土地変革』(御茶の水書房、一九六二年)。
- 《) ※日は、「平三年計算におすられた終に手」子に引き継げてのます後に『原口清著作集』第四巻(二〇〇八年、岩田書院)に収録された。(8)原口清『日本近代国家の形成』(岩波書店、一九六八年)。本書は、
- (タ) 森田誠一「幕末維新期における肥後熊本藩―特に明治維新への参加(タ) 森田誠一「幕末維新期における肥後熊本藩―特に明治維新への参加
- 10) 森田前掲書三六六ページ。
- 後に『横井小楠の弟子たち―熊本実学派の人々―』(藤原書店、二〇一下の人々に関する、花立の伝記的研究(初出誌等、詳細は省略)は、(1)徳富一敬・山田武甫・安場保和等、三年改革に参画した横井小楠門

三年)に収録された。

- 究紀要』第一七号、一九八七年)。(12)水野公寿「公議政党の展開過程」(熊本県高等学校社会科研究会『研
- 県の百年』(山川出版社、一九八五年)。編『熊本の自由民権』〔一九八二年〕所収)。森田・花立・猪飼『熊本編『熊本の自由民権』〔一九八二年〕所収)。森田・花立・猪飼『熊本自由民権百年記念実行委員会
- 、熊本日日新聞社、一九八○年〕)。 前田信孝「激突した城下の維新」(『新・熊本の歴史6』 近代〈上)

14

13

- ていた約三万石分の飛び地領に帰因する。(5)「知事塔」が、大分県内に存在しているのは、熊本藩が豊後地域に持っ
- の変容と地域社会』〔新人物往来社、一九九六年〕所収)。(16)拙稿a「維新変革と村落民衆」(渡辺尚志編『新しい近世史4 村茲
- (18) 前掲拙稿a及び拙稿b「一九世紀の藩社会と民衆意識―『肥後の維域資産をめぐる官と民」(『史林』第九一巻六号、二〇〇八年)がある。熊本の近代化と郷備金―」(『市史研究くまもと』第九号〔一九九八年〕)。は本の近代化と郷備金―」(『市史研究くまもと』第九号〔一九九八年〕)。前田信孝「郷備金の研究覚書―肥後の維新と郷備金―」(『市史研究行])
- (佐々木克編『それぞれの明治維新』〔吉川弘文館、二○○○年〕所収)。五年)、拙稿は「熊本藩郷士・赤星伊兵衛─―『平均』という社会変革論─」(9)拙稿に「維新変革と民衆意識」(『日本史研究』第三九○号、一九九

新』考—」(『日本史研究』第四六四号、二〇〇一年)。

- 一一年)。

 財政システムと地域社会の『成立』」(『歴史学研究』第八八五号、二〇財政システムと地域社会の『成立』」(『歴史学研究』第八八五号、二〇八年)及び同「近世後期藩領国の行(20) 拙稿b。今村「近世中後期熊本藩領における『殿様祭』と地域社会』
- (21) 井上勝生『幕末・維新』(岩波新書、二〇〇六年)。

- た。 (22) 池田勇太「藩政の維新─熊本藩を例に─」(『史学雑誌』第一一三巻、二○○四年)、同「維新期民政の再検討─熊本藩から─」(『明一二号、二○○四年)、同「維新期民政の再検討─熊本藩から─」(『明
- 二○○六年〕所収)。 (2)拙稿 e 「明治政府成立時代」(安場保吉編『安場保和伝』〔藤原書店、
- (24) 森田前掲書 (注9) 三四四ページ。
- 節。 (25)『新熊本市史』通史編第五巻近代Ⅰ(二○○一年)第一編第二章第二
- (2) 花立前掲書(注1)四二ページ。なお引用に際して、ふりがなを適
- (27) 森田前掲書(注9) 三四五ページ。
- 青文庫細川家文書」を、「永青」と略記する。(28)「護久公御年譜」(永青文庫細川家文書四―七―四の二)。以下、「永
- (29)『改訂肥後藩国事』と略記する。 以下、『改訂肥後藩国事史花畑館への「着座」の違いだと考えられる。以下、『改訂肥後藩国事史花畑館への「着座」の違いだと考えられる。以下、『改訂肥後藩国事史料』巻十(侯爵細川家編纂所、一九三二年)と、

- とを控えていたと思われる。 とを控えていたと思われる。 とを控えていたと思われる。 とを控えていたと思われる。 とを控えていたと思われる。 とを控えていたと思われる。 とを控えていたと思われる。 とを控えていたと思われる。
- 『肥後先哲遺蹟』後篇を、『先哲』と略記する。(31)武藤巌男『肥後先哲遺蹟』後篇(一九二八年)四六七ページ。以下、
- 物館こころピア、二○○一年〕所収)による。(32)『先哲』及び「木下助之年譜」(『木下助之日記一』〔玉名市立歴史博
- 任務が与えられていた(「明治三年 記室日記」〔永青一一―六―二三〕)。ある。古田には「金穀類出入筋之儀諸事立合見聞いたし候様」という五月一四日に「大坂詰吟味役」に任じられた古田尚彦に従ったもので(33) 熊本県立図書館所蔵、木下文庫三九一「日記」。木下の大坂派遣は、
- (34) 『先哲』 六五四ページ。
- 《三ジ。日本経済の歴史』第2巻近世〔岩波書店、二〇一七年〕所収)四〇日本経済の歴史』第2巻近世〔岩波書店、二〇一七年〕所収)四〇(35)今村直樹・中林真幸「所得と資産の分配」(深尾京司他編『岩波講座
- 九一合併号、二〇〇八年)。(36) 蓑田勝彦「天保期熊本藩農村の経済力」(『熊本史学』第八九・九〇・
- から見ても、熊本藩の評価の低さは際立っている。 一九六六年、複刻版〕)。両藩の表高には二七倍ほどの開きがあること 人吉藩主相良頼基と同額である(『明治史要』附表〔東京大学出版会、 熊本藩主細川韶邦に与えられたのは賞金二○○○両であった。これは (37) 例えば、維新政権が、明治二年六月二日に下賜した戊辰戦功賞典で、
- した意見書を提出し、その説明を行っている(木山貴満「幕末維新期六)七月二八日、木下は家老小笠原美濃の屋敷に呼ばれ、自らが作成(38)例えば、熊本藩が農兵銃隊の創設を検討していた慶応二年(一八六

と行政』思文閣出版、二〇〇九年〕所収)。 熊本藩における軍制改革と惣庄屋」〔吉村豊雄他編『熊本藩の地域社会

- 39) 前掲(注33) 「日記」。
- 村他編書〔注33〕二九〇ページ)。 (40) 拙稿 f 「幕末維新期熊本藩の『在地合議体制』と政策形成」(前掲吉
- (4) 道家家文書一四―三四。道家家文書は、二○一五年一一月に開催された第三一回熊本大学附属図書館貴重資料展で初公開され、筆者もこは本史料の作成者(差出人)を、細川護久と比定したので、この場をは本史料の作成者(差出人)を、細川護久と比定したので、章者もこれた第三一回熊本大学附属図書館貴重資料展で初公開され、筆者もこれた第三の一五年一一月に開催さ
- (42) 西山禎一『熊本藩役職者一覧』(非売品、二〇〇七年)による。
- (43) 『先哲』三八三ページ。
- (4) 道家家文書一四一三二。
- (4) 現段階における共同研究の成果は、前掲吉村他編書〔注38〕と、稲(4) 現段階における共同研究の成果は、前掲吉村他編書〔注38〕と、稲
- にも収録されている。 ジ。なお本書は、『蘆花全集』第一五巻(蘆花全集刊行会、一九二九年)が。なお本書は、『蘆花全集』第一五巻(蘆花全集刊行会、一九二九年)→八○~一八二ペー
- (47) 『横島町史』(二〇〇八年) 歴史編第二章を参照のこと。
- 《4》「諸記録」(七浦古文書会編『徳富家文書』 一〔二〇〇二年〕一二六(名)「諸記録」(七浦古文書会編『徳富家文書』 一〔二〇〇二年〕一二六
- 七三四ページ)。 (4) 徳富の最初の役職は「奉行所書記にて録事兼務」であった(『先哲』
- のいずれにも関連する記載は見られない。なお「記室」とは明治二年(同一三―四―一九の二)及び「明治三年 記室日記」(前掲注〔33〕)「明治三年 藩庁日誌」(永青一三―四―一九の一)、「熊本藩日誌」

·連絡・調整を行い、家老の文書を取り扱う機関である。 · 「機密間」が改称されたものであり、「機密間」は藩政府内各部局間

に

- (51) 『先哲』七三四ページ。
- (52) 同右
- 家・早川らと「長談」や「御用談」を行っている。(53)前掲(注33)「日記」。木下は、六月一五日から出府を繰り返し、第
- (55) 池田勇太「明治初年における木下助介の百姓代改正論について」に大減税策を謳った「村々小前共江」は、七月一七日に発布された。(54) 熊本県立図書館所蔵、熊本県公文類纂五七―一「改正一件」。ちなみ
- (『史学雑誌』第一一八編第六号、二○○九年)四六ページ。
- (56)この点については、前掲大江論文(注5)に詳しい。
- (57) 護美は、明治二七年四月の時点で、「夫から民政である。其方には兄(57) 護美は、明治二七年四月の時点で、「夫から民政である。其方には兄ろうか。なお引用に当たって、読点を句点に改めた。
- 維新史研究の今を問う』〔有志舎、二〇一一年〕所収〕を参照のこと。(58) 拙稿 f 「維新変革期における民政と民衆」(明治維新史学会編『明治

- 野田民子氏のご協力を仰いだ。記して謝意を表したい。原史料から行った。また本史料の解読に当たっては、尾山幸太郎氏・
- (6)拙稿g 『氏本近世の領国地域社会』〔吉川弘文館、二○一五年〕所収) 出稿g 『熊本藩領社会を『領国地域社会論』から見つめ直す」(稲葉
- ている。 ている。 二九日条の後に、丁を改めて「明治三年庚午のとし」と題して書かれ(61)前掲木下文庫三九四「唐津日記」。引用した部分は、明治三年一二月
- 的な分析が進むことを期待したい。 た諸政策は目立たないが、この木下の記述を踏まえて、今後、経済史(62) 三年改革の巨大な影響力の陰に隠れて、明治三年前半に会計局が行っ
- (3) 道家家文書一四—三三。
- (64) 道家家文書一四一七。
- (65) 前掲拙稿 e (注23) 八七ページ。
- (6) 道家家文書一四一一二。
- 公文書館内閣文庫所蔵〉』〔北泉社、一九九○年〕所収)。(67) 「岩倉具視関係年譜(稿)」(小西四郎監修『岩倉具視関係文書〈国立
- (8) 日本史籍協会編『大久保利通日記』二 (北泉社、一九九七年)。
- 九八三年、覆刻再刊版)一七二~一七四ページ。(6)日本史籍協会叢書三一『大久保利通文書』四(東京大学出版会、一
- (70) 『国事』七四八ページ。
- (71) 『国事』七五五ページ。
- (72) 前掲拙稿 e (注3) 一○○ページ。
- (73)「自主的廃藩」論については、松尾前掲書(注2)に詳しい。
- (74) 前掲拙稿 e (注23) 参照のこと。
- 孝編『長岡雲海公伝』巻二(民友社、一九一四年)にも紹介されてい(75) 前掲『史談会速記録』(注57)三八二ページ。この文言は、長岡護

るが (三八○ページ)、前後の引用は正確ではない。

- ん〜〜逢ふ様にして…」と述べている(同右三八三ページ)。 刀差す者は凡て同等と云ふ事にした。是れまで目通りもせぬ者も、ど(で) この点に関連して、護美は、前掲『史談会速記録』の中で、「足軽も
- (77)道家家文書一三—四